

2013年1月14日

大阪市からの震災がれきの委託は違法である

明治学院大学教授 熊本一規

震災がれきの処理を大阪府から受託した大阪市は、その処理を、ショベル工業、今里衛生協同組合（以下「ショベル工業等」という）及び大阪市環境事業協会に委託しようとしている。

しかし、大阪市からショベル工業等への委託は違法である。

以下に、その理由を述べる。

1. 一廃の再委託に関する特例

廃棄物処理法上の廃棄物には一般廃棄物（以下「一廃」）と産業廃棄物（以下「産廃」）とがあるが、東日本大震災に伴う震災がれきは、大企業由来のものの一部は企業に処理させることとされているものの、それ以外はすべて一廃とみなされ、市町村に処理責任がある。

ところが、災害廃棄物の多くは、がれき類や木くずなど実質的には従来産廃として処理されてきたものである。実質的な産廃を一廃として市町村に処理責任を持たせたため、国は、東日本大震災に伴う震災がれきに関し、次のような一廃の再委託に関する特例を設けた。

被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例について
平成二三年七月

- 現行制度においては、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されている。
- 一方、東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらの災害廃棄物の処理は、平時に市町村により行われている日常生活に伴って生じたごみ、し尿等の処理とは全く異質のものとなっている。
また、被災地の市町村の中には、甚大な被害を受け、災害廃棄物の処理のための人員や体制を確保することができない市町村もある。
- このような状況を踏まえ、災害廃棄物の迅速な処理の推進のため、東日本大震災によって甚大な被害を受けた市町村_{*1}が災害廃棄物_{*2}の処理を委託する場合には、平成二六年三月三十一日までの間に限り、一定の基準_{*3}の下で、受託者が処理を再委託することができる_{*4}こととする特例措置を設け、市町村の事務負担の軽減を図る。

(※1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項に規定する「特定被災地方公共団体」。岩手県、宮城県、福島県等の九県の一四八市町村が指定されている。

(※2) 東日本大震災により特にその処理が必要となった一般廃棄物（地震や津波により倒壊した建物等の残骸等）。

(※3) 再委託をする場合、以下のような基準（再委託基準）を満たす必要がある。

① 再受託者が次のいずれにも該当すること。

イ) 再委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員、財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ) 欠格要件に該当しないこと。

ハ) 自ら再委託を受ける業務を実施すること（再々委託は認めない）。

ニ) 市町村と受託者との間の契約書に、再委託先として記載されていること。

② 再委託する業務の委託料が業務を遂行するに足りる額であること。等

(※4) 再委託を受けて一般廃棄物の処理を行う者（※3①イ～ニの基準に該当する者に限る。）については、受託者と同様、一般廃棄物処理業の許可を受けることを要しない。

廃棄物処理法では、一廃の処理責任を持つ市町村が処理業者に処理を委託することはできるが、市町村から委託を受けた処理業者が他の処理業者に再委託することは禁じられている。しかし、再委託を禁止しては、「被災市町村→宮城県・岩手県→受入れ市町村→産廃処理業者」という流れは実現できない。そのため、再委託を認める特例をつくったのである。ただし、再委託は認めることとされたものの、(※3)①ハ)に明記されているように、再々委託までは認められていない。

この場合、注意を要するのは、「被災市町村→宮城県・岩手県」の委託は「地方自治法上の委託」であって「廃棄物処理法上の委託」ではないことである。廃棄物処理法上は、「宮城県・岩手県→受入れ市町村」が委託にあたり、「受入れ市町村→産廃処理業者」が再委託にあたることになる。

2. 大阪市の受託するがれきの流れ

大阪市が大阪府から受託した震災がれきは、もともと宮古市で発生したものであり、宮古市から岩手県に委託され、さらに岩手県から大阪府に委託されたものである。震災がれきの大阪市までの流れは「宮古市→岩手県→大阪府→大阪市」である。

「宮古市→岩手県」の委託は「地方自治法に基づく委託」である。

「大阪府→大阪市」の委託に関しては、岩手県と大阪府が交わした災害廃棄物処理業務委託契約書の第2条に「大阪府→大阪市」の委託が「廃棄物処理法に基づく再委託」であることが明記されている。下掲のとおりである（契約書にいう「乙」とは大阪府のことである）。

第2条 乙は、次に掲げる者及び内容のほか、この契約に必要な業務について、再委託を行う。

一 別紙2の運搬事業者 災害廃棄物の藤原埠頭から大阪市環境局舞州工場までの間の運搬

二 大阪市 災害廃棄物の焼却処理及びその焼却灰の埋立処分

2 前項各号の再委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて行うものとする。

「大阪府→大阪市」の委託が「廃棄物処理法に基づく再委託」ということは、「岩手県→大阪府」の委託が「廃棄物処理法に基づく委託」であり、「大阪府→大阪市」が「廃棄物処理法に基づく再委託」であるということである。ここで、「廃棄物処理法に基づく」とされているのは、廃棄物処理法が昨年7月改正され、施行規則附則に再委託基準が設けられたからである（ちなみに、「大阪市→環境事業協会」に関しては、その委託内容が「管理」であり、「大阪府→大阪市」の委託内容「焼却と灰の運搬と埋立」とは異なるので、再々委託にはあたらない）。

3. 「大阪市→ショベル工業等」は「一廃の再々委託」になり違法である

「大阪府→大阪市」の委託は、廃棄物処理法に基づく「一廃の再委託」にあたるから、「大阪市→ショベル工業等」は「一廃の再々委託」にあたることになり、特例の定める再委託基準「(※3)①ハ)自ら再委託を受ける業務を実施すること(再々委託は認めない)」に違反する。

したがって、「大阪市→ショベル工業等」の委託は、「特例」の再委託基準を満たしておらず、違法である。

以 上